

環境衛生週間

九月二十四日(金)～

十月一日(金)

環境衛生週間は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に定められました。浄化槽の点検や清掃を定期的に行ったり、リサイクルを進めたりすることは身近にできる環境への心遣い。美しい環境を守っていくために、もう一度私たちの生活を見つめ直してみませんか。

定期的な点検と清掃を

浄化槽の使用者(管理者)は、保守点検と清掃を定期的に行うことが、浄化槽法により義務づけられています。保守点検とは浄化槽の異常や故障などを早期発見し予防措置をとることで、清掃とは浄化槽にたまった汚泥を取り除き、装置類をきれいに洗うこと(バキュームカーによる抜き取り)です。これらの維持管理は、悪臭の発生を防ぎ、機能を正常に保つためにも重要な作業です。

委託契約を結びましょう

維持管理が適正に行われないと、次第に浄化槽の機能が低下し、し尿がそのまま流されてしまうなど、周りに迷惑をかけるだけでなく環境汚染の原因となります。また、故障箇所を早目に修理しないと、機能を正常に戻すために、かえって余分な費用がかかることにもなります。

維持管理はあらかじめ専門業者(県

の登録業者。清掃の場合は市の許可業者)と委託契約を結んでおけば、検査が定期的実施されるため面倒ではありません。

浄化槽パトロールを

実施します

市内では、六千八百八十三基、全体の二〇%以上がまだ保守点検がされていません。県と浄化槽協会の協力で、浄化槽パトロールを九月下旬から十月

中旬にかけて実施します。このパトロールでは保守点検をしていない家庭などを指導していきます。ぜひ、これを機会に浄化槽の保守点検と清掃の重要性について見直してみましょう。

浄化槽保守点検状況(平成10年度調べ)

浄化槽設置基数	3万 729基
保守点検実施基数	2万3,846基
保守点検未実施	6,883基

ペットボトルと繊維類の回収にご協力ください

ペットボトルや繊維類はリサイクルできる資源。また、ごみの減量化にもつながります。



ペットボトルの回収状況

七月一日から始まったペットボトルの回収では、一か月間で三千五百七十キログラムのペットボトルが回収されました。これは二リットル入りの容器に換算して約六万本になります。しかし、収集されている可燃ごみの中には、まだまだ多くのペットボトルが混入しており、回収率は可燃ごみとして出されているペットボトルの推定量の一〇%に満たない状況です。

ペットボトルの回収ボックスは市内五十四か所のスーパーなどに設置してあります。一本でも多くのペットボトルを資源としてリサイクルできるように、回収に一層のご協力をお願いします。

繊維類(ウエス)の回収状況

四月一日から始まった繊維類(ウエス)の集団回収活動では、八月五日現在で二十六団体が登録し、四月から六月までの回収活動は延べ十五回行われました。その結果、七千六百三キログラムの古着や古布などが回収され、回収した団体へは一キログラム当たり五円の報奨金が支払われました。

繊維類は可燃ごみの中の約三%を占めていると推測されていますが、そのほとんどはごみとして出されている状況です。

環境衛生課では回収する登録団体を随時受け付けています。回収に一層のご協力をお願いします。

浄化槽についての問い合わせは 環境衛生課 内線2051、富士保健所業務環境課 ☎65-2153
リサイクルについての問い合わせは 環境衛生課 内線2055